

市議会定例会提出議案（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定）に同意することについて

次のとおり学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同
意する。

2007年（平成19年）2月 9日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の
規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められた
ことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を
作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

2007年（平成19年）2月16日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例等の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

- (1) 藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例（昭和63年藤沢市条例第23号）別表備考4及び5
- (2) 藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）別表第6備考1及び2並びに別表第7備考1及び2
- (3) 藤沢市小児医療費助成条例（平成7年藤沢市条例第14号）第2条
- (4) 藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例（平成15年藤沢市条例第36号）別表第1備考1
- (5) 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例（平成3年藤沢市条例第18号）第6条第1項

（藤沢市学校事故措置条例等の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

- (1) 藤沢市学校事故措置条例（昭和49年藤沢市条例第18号）第1条
- (2) 藤沢市地震対策条例（昭和59年藤沢市条例第6号）第2条第1項第6号オ

(3) 藤沢市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例（平成14年藤沢市条例第39号）第1条及び第2条
（藤沢市学校設置条例の一部改正）

第3条 藤沢市学校設置条例（昭和39年藤沢市条例第39号）の一部を次のよう
に改正する。

第1条中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表中

「養護学校

名 称	位 置
藤沢市立白浜養護学校	藤沢市辻堂西海岸一丁目2番2号

を

「特別支援学校

名 称	位 置
藤沢市立白浜養護学校	藤沢市辻堂西海岸一丁目2番2号

に

改める。

附 則

この条例は，平成19年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，学校教育法が一部改正され，盲学校，聾^{ろう}学校及び養護
学校を特別支援学校に改称し，児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い，複数の
障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度が創設された
ことに伴い，引用している用語等を整備するため，所要の改正をする必要による。